

小平第六小学校通学区域内における児童・生徒数増加に伴う対応に関する説明会における
質疑応答について

1 通学区域に関すること

(1) 小平第六小学校及び小平第十三小学校の通学区域変更に関すること

Q 1. 令和14年1月以降に入学する児童は、兄・姉等が既に小平第六小学校を卒業している場合、小平第十三小学校へ入学となるか。

A 1. 指定学校である小平第十三小学校への入学となります。

【補足】

令和13年12月末に小平第六小学校を選択可能とする調整区域は解除となります。小川西町三丁目・四丁目に居住する児童が、令和14年1月以降に小平第六小学校へ入学するための要件は、兄・姉等が小平第六小学校に在籍していることとなります。既に卒業している場合には、この要件を満たさないため指定学校である小平第十三小学校への入学となります。

Q 2. 調整区域の設定期間を延長する、又は自宅から近い学校を選ぶ措置をとることは
ないのか。

A 2. 現時点で、調整区域の設定期間の延長や学校選択制度の予定はありません。

【補足】

小平市は住所地により通学する学校を指定しており、原則として、指定した通学区域以外から通学すること（越境通学）はできません。また、調整区域は一時的な措置として特定の住所地に設定する区域となります。

小平第六小学校においては通学区域の変更を行わなければ、大規模開発の影響によって児童数が急激に増加し、良好な教育環境を確保できなくなると想定しております。

そのため、令和8年1月から令和13年12月末までの6年間は一時的な措置として調整区域を設けますが、令和14年1月以降は小平第十三小学校が指定学校となります。

Q 3. 令和8年1月から令和13年12月末までに入学する場合は、小川駅再開発ビルを除く小川西町三丁目・四丁目は小平第六小学校を選択可能とする調整区域となるため、小平第十三小学校が指定学校であっても小平第六小学校も選択できるか。

A 3. 令和13年12月末までは小平第六小学校も選択可能です。

【補足】

すでに出生している未就学児が通学区域変更による不利益を被ることがないよう、調整区域を設けることで、令和13年12月末までは小平第六小学校も選択可能といたします。

令和13年12月末までに入学又は当該地域に転入・転居する場合には、調整区域を理由として小平第六小学校に入学・転入学することができます。

Q 4. 小平第六小学校に在籍する児童が小川駅西口再開発ビルに転居した場合、指定学校である小平第十三小学校へ転校となるのか。

A 4. 指定学校変更の手続きをとることにより、卒業まで小平第六小学校へ通学できます。

【補足】

小平第六小学校と小平第十三小学校は隣接する通学区域となります。「小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準」に定めるとおり、隣接する通学区域へ転居し、転居後も引き続き従前の学校である小平第六小学校への通学を希望するときは、指定学校変更の手続きをとることで卒業まで通学することができます。

弟・妹については、入学する年度に兄・姉等が小平第六小学校へ在籍していることを要件に、兄弟姉妹関係を理由とし指定学校変更の手続きをとることにより小平第六小学校へ入学することができます。

Q 5. 市内転居等を理由に指定学校変更の手続きをとり、引き続き小平第六小学校へ通学している場合、小平第六小学校の卒業生が就学する小平第二中学校へ入学できるか。

A 5. 指定学校変更の手続きをとることにより、小平第二中学校に入学することができます。

【補足】

「小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準」に定めるとおり、小学校において既に指定学校の変更の許可を受けている場合、中学校入学時に当該許可に係る小学校の卒業生が就学すべき中学校に入学することができます。

小平第六小学校へ指定学校変更の許可を受け、引き続き卒業まで通学する場合には、中学校に入学する年の1月に学務課（市役所5階）窓口で指定学校変更の手続きをとることにより、小平第六小学校の卒業生が就学すべき小平第二中学校に入学することができます。

Q 6. 小平第二中学校の通学区域変更はあるのか。

A 6. 現時点で、小平第二中学校通学区域の変更の予定はありません。

【補足】

市立小・中学校において、児童・生徒数の増減により通学区域変更を行う場合は、市ホームページへの掲載や住民説明会により事前に周知を行ったうえで実施いたします。

Q 7. 小川西町三丁目・四丁目以外の地域において通学区域の変更はあるか。

A 7. 小川西町三丁目・四丁目以外の地域について、現時点で通学区域の変更の予定はありません。

Q 8. 通学区域の変更により通学時間が増え、こどもに負担がかかると考えている。通学距離や通学時間で通学区域を決めることはできないのか。

A 8. 通学区域は、道路や河川等の地理的要因や安全面、通学距離や通学時間など各地域の事態を踏まえ、定めております。

【補足】

大規模開発の影響によって急激に児童数が増加し、小平第六小学校では良好な教育環境を確保できなくなることが想定されます。その対応として道路や河川等の地理的要因や通学路の安全面等各地域の実態を踏まえ、小川西町三丁目・四丁目について指定学校を小平第六小学校から小平第十三小学校へ変更することとしました。

Q 9. 小平都市計画道路 3・4・10 号線の整備によって通学区域の変更はあるか。

A 9. 小平都市計画道路 3・4・10 号線の整備による通学区域変更の予定はありません。

(2) 登下校・通学路に関すること

Q 1. 通学区域変更によって、小平第十三小学校への通学時間は 20 分から 30 分程度かかると想定される。通学バスの検討はしているか。

A 1. 通学バスの運行は検討しておりません。

【補足】

小川西町三丁目・四丁目のうち小平第十三小学校から遠い地域は、距離で 1.4 キロメートルから 1.6 キロメートル、児童の平均的な歩く速度で換算すると 17 分から 18 分であると想定しています。

Q 2. ブリヂストン第三工場跡地に建設予定のマンションに今後居住するこどもの通学路はどうか。

A 2. 江戸街道を通り、八坂交差点を左折し、府中街道沿いを南下する経路を想定しております。

Q 3. ブリヂストン第三工場跡地に建設予定のマンションからの通学路についてブリヂストンと協議し、小平第六小学校への便利な通学路を確保するなど児童の安全保障と登下校の安全確保はどう考えているか。

A 3. ブリヂストンとの協議は想定しておりません。

【補足】

入学前に保護者と児童が安全で歩きやすい道を確認し、確認した道を使って通学することが望ましいと考えております。

(3) 手続きに関すること

Q 1. 指定学校の変更を行う際の提出書類はなにか。

A 1. 学務課（市役所 5 階）窓口にて「指定学校変更申立書」に必要事項を記載し、提出することで指定学校の変更が可能となります。

【補足】

指定学校変更の理由により、学務課窓口で記載する申立書に加え、審査に必要な書類を別途提出いただくことがあります。「小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準」をご確認ください。

Q 2. 新入学の場合、指定学校変更の手続きは 1 月末までとしているが、猶予を設けてほしい。

A 2. 受け入れる小学校での準備等があることから、1 月末までに学務課窓口にて指定学校変更の手続きをしていただくようご協力をお願いいたします。

Q 3. 入学までに他の小学校の通学区域へ転居する場合の手続きはどうなるか。

A 3. 入学する年の 1 月中旬に入学通知書を発送いたします。1 月以降に転居する場合は、入学通知書の差し替えが必要となります。

そのため、市民課にて転居の手続きが完了したのち、学務課で転居後の住所地に基づく指定学校の入学通知書を発行いたします。

なお、出張所で転居の手続きをされた場合は、その場で転居後の住所地に基づく指定学校の入学通知書を発行いたします。

【補足】

入学する前年の 10 月から 11 月には就学時健康診断を実施しています。転居前であっても入学予定校へ受診場所を変更することが可能です。受診場所の変更を希望する場合は学務課にご連絡ください。

2 学校施設に関すること

Q 1. 小平第十三小学校建替えの期間について知りたい。

A 1. 新校舎の供用開始は令和 13 年度以降、外構工事を含め工事が完了するのは令和 15 年度を予定しております。

【補足】

令和 6 年度から令和 9 年度にかけて設計を行い、新校舎の建設位置について検討を行う予定となっております。新校舎の建設位置により、小平第十三小学校敷地内に仮設校舎を建設する必要性が生じます。仮設校舎が必要な場合は令和 8 年度から、仮設校舎が不要な場合には令和 10 年度からの工事開始を予定しております。

詳細は、市ホームページ掲載の「小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画」をご参照ください。

Q 2. 建替え後の小平第十三小学校において、どのくらいの学級数を見込んでいるのか。

A 2. 学級数は、普通教室に転用可能な教室数を2教室とし最大で18学級の受け入れが可能な学校を計画しています。

【補足】

小平第十三小学校は、令和2年度国勢調査による市の人口推計をもとに計画をしております。現段階はピーク時の児童数を435人と想定しています。なお、新しい人口推計等が出た際には、再度人口の推移を確認し微調整を行う予定です。

Q 3. 小平第六小学校については、通学区域変更による影響により児童数はどの程度抑制されると考えるか。また、増築の必要性はあるか。

A 3. 小平第六小学校は、通学区域変更によって児童数の増加は緩和されると考えております。しかしながら、ブリヂストン第三工場跡地及び小川住宅に入居する児童や、調整区域又は兄弟姉妹関係を理由に小平第六小学校へ入学・転入学する児童など、多くの児童が小平第六小学校に入学することが想定されます。そのため、今後の児童数及び学級数の動向を見極め、増築棟の建設も検討してまいります。

Q 4. 小平第六小学校では現在21学級、建替え後の小平第十三小学校は最大18学級受入れ可能と説明があった。しかし、資料において、通学区域の変更を行わない場合には、令和18年度の見込みで2校合わせて42学級とある。

21学級と18学級あわせて39学級であり、教室数が不足していると考えますが、認識は合っているか。

A 4. 通学区域の変更がない場合、令和18年度には小平第六小学校は30学級、小平第十三小学校は12学級となる見込みであり、2校合わせると42学級となります。通学区域変更によって小平第六小学校の児童数増加は緩和されることとなりますが、将来的には教室が不足すると想定しています。そのため、今後の児童数及び学級数の動向を見極め、増築棟の建設も検討してまいります。

Q 5. 小平第十三小学校の体育館は新しくなるのか。

A 5. 建替えを予定しています。

【補足】

校舎の建替えにあわせて、体育館も建替えを予定しており、現在より北側に寄せた位置を想定しております。

Q 6. 小平第二中学校において増築の必要はあるのか。

A 6. 教室数がいずれ不足する可能性があることは想定しておりますが、増築棟の必要性や建設時期及び規模については、今後の生徒数・学級数の動向を見極め検討してまいります。

3 その他

(1) 学童クラブに関すること

Q 1. 大規模開発による人口増加による影響で、児童数が増加するとしているが、学童保育への影響はあるか。学童クラブに入会が難しくなる可能性はあるのか。

A 1. 今後の児童数増加の動向を見極め、対応を検討してまいります。

Q 2. 小平第十三小学校の建替えによって学童クラブの規模も大きくなるのか。

A 2. 今後の児童数増加の動向を見極め、対応を検討してまいります。

(2) 学級編制に関すること

Q 3. 1 学級は何人か。

A 3. 令和 7 年度より小学校 1 年生から中学校 1 年生までが 1 学級当たり 35 人、中学校 2、3 年生は、40 人となります。

【補足】

東京都の学級編制基準に基づき、令和 7 年度より、小学校までは 1 学級あたり 35 人、中学校については 1 学級あたり 40 人を基準となります。ただし、中学 1 年生については、同学年の生徒で編制する学級の基準により、算定した学級の平均の生徒数が 35 人を超える場合には、35 人として学級を編制することができます。

(3) 通学区域変更に関すること

Q 4. 長年、当該地域は小平第六小学校が指定学校であった。新しくできる住宅や地域の影響により、昔から住む地域住民が小平第六小学校へ入学できなくなることに不満を感じる。

A 4. ご意見として承ります。